

令和4年1月31日

農地法に基づく許可事務等の見直し（予定）について

別添のとおり、事務の効率化等を図るため別添のとおり一部事務を見直します。

**【問い合わせ先】**

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市農業委員会事務局

TEL.0532-51-2950 FAX.0532-56-5132

## 令和4年度からの農地法に基づく許可事務等の見直し内容

### 1. 変更内容

変更内容	対象となるもの	変更点	留意点
締切日の変更	競売買受適格証明願（許可） 農地法第4条及び第5条許可申請 事業計画変更承認願 非農地証明願（遊休農地、遊休農地以外）	締切日を審査月の前月の末日とする。 （締切日が閉庁日に当たる場合は、その翌日）	・ 転用許可申請案件のうち、都市計画法 開発許可申請を伴うものは現在の取扱い と同様に同時申請となります。 ・ 許可権者が豊橋市長の申請については、 許可できる時期が5日程度前倒しされま す。
提出部数の 変更	農地法第4条及び第5条許可申請 事業計画変更承認願	提出部数を2部（正1部、副1部）とする。な お、大臣協議案件（転用面積が4ヘクタール超 のもの）は4部（正1部、副3部）とする。	

### 2. 運用開始日 令和4年4月1日より開始

※令和4年4月案件は、現状どおり行います（3条は3月31日（木）、転用関係は4月5日（火）が締切日）。

令和4年5月案件より実施となります（5月案件の締切日：令和4年5月2日（月））。